

○財務省告示第百八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成三十一年三月二
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年四月五日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百二十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第一項及び第九十九条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
一 か 通 百 払 き
年 から 知 円 に は
三 通 づ き 〃 そ
月 知 を つ き の
二 受 百 百 翌
十 け 円 円 営
日 者 者 業
日 者 日 業
日 者 日 業